

# ちばうらせい

平成24年  
(2012年)  
NO.400



長生村のホームページ <http://www.vill.chosei.chiba.jp/>  
長生村防災・広報 Twitter [chosei\\_info](https://twitter.com/chosei_info)

長 生 村 成 祝



## 主な内容

- 確定申告はお早めに..... 2~7P
- お知らせ 役場の担当窓口が変わります..... 8~10P
- 村のニュース・ひろば..... 11~13P
- 健康だいいち 健康づくり講演会のお知らせ ..... 14~15P
- 生涯学習情報 長生村舞踊祭開催..... 16~17P

人口と世帯	
■人口	7,408人(土 0)
男女	7,542人(- 6)
転入	24人 転出29人
出生	10人 死亡11人
計	14,950人(- 6)
■世帯数	5,617戸(+ 6)
1月1日現在・(- 内)は先月比	

## 祝成人

1月8日に文化会館で成人式が行われました。当日は116名の若者が出席し、大人の仲間入りをしました。式典終了後、サプライズゲストとして、ものまね芸人のダブルネームさんが新成人を祝福に登場し、会場を盛り上げました。



広報ちばうらせいは毎月400号を迎えました。今後ともご愛読よろしくお願いいたします。

**3月15日(木)が申告期限です!!**

# 確定申告は お早めに

## ◇所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた、すべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

## ◇申告受付期間

**2月16日(木)～3月15日(木) 午前9時～正午 午後1時～午後4時**

※土、日曜日は申告受付を行いません。また、地区分けも行いません。

※2月26日(日)の日曜開庁時の申告受付は行いませんのでご承知ください。

※3月16日(金)以降の確定申告は税務署にて行ってください。

## ◇申告受付会場 総合福祉センター2階(役場西側)

### ◇手順

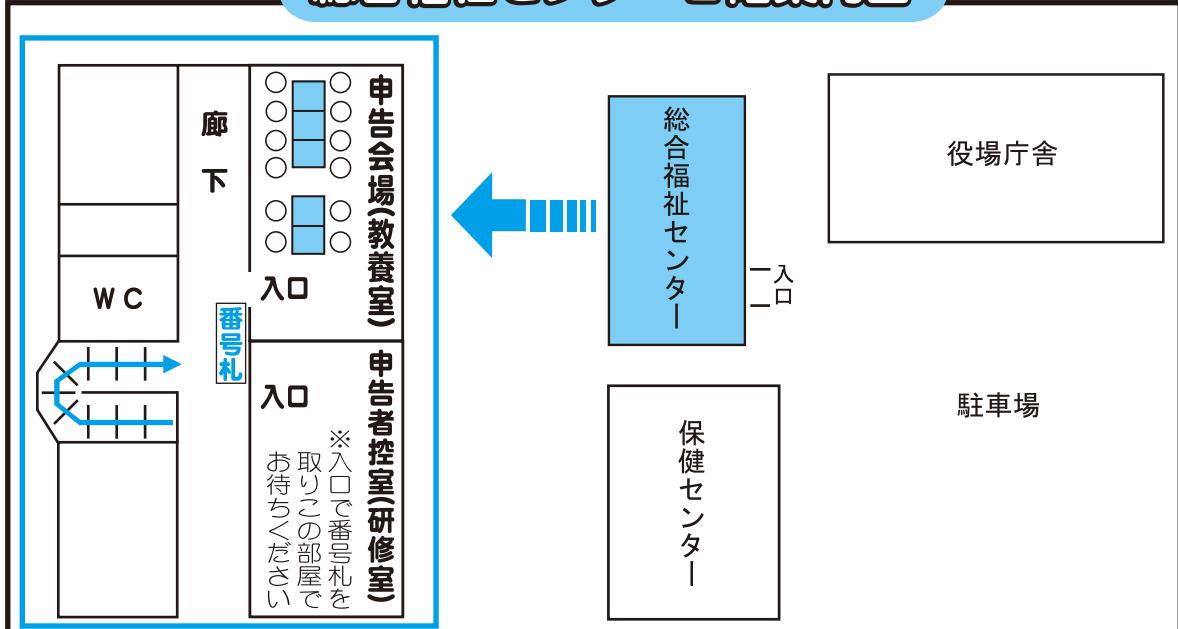
①階段を上り、申告者控室前の番号札（午前8時に用意します）をお取りください。

②番号をお呼びするまで、申告者控室でお待ちください。

※例年、申告期限(3月15日(木))が近づくと大変混雑しますので、早めに申告を済ませることをおすすめします。

なお、申告期限後に役場で所得税の申告受付はできませんのでご注意ください。

## 総合福祉センター2階案内図



- ・雑損控除や譲渡所得(土地や建物の不動産、ゴルフ会員権や株式などの譲渡)の申告をされる場合は、特別措置法の選択など内容が複雑になりますので茂原税務署で申告相談、受付をおすすめします。役場で申告する場合は、必ず事前に税務署で申告相談を行ってください。役場では特別措置法のすべてを説明することは困難ですので、申告受付をお断りする場合があります。
- ・青色申告決算書の作成相談は役場では受付できませんのでご了承ください。

## ◇確定申告をしなければならない人

所得税	村県民税
<p>①事業所得や不動産所得、土地や建物、株式等の金融商品などの譲渡所得などがあった人</p> <p>②個人年金等の雑所得や一時所得、配当所得などのあった人</p> <p>③給与所得者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与収入の金額が2千万円を超える人</li> <li>・給与を2カ所以上から受けている人</li> <li>・給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人</li> </ul> <p>※医療費控除や寄附金控除などの控除を追加する場合や、年の途中で退職して年末調整が済んでいない人が還付を受けるためには申告が必要。</p> <p>④年金所得者の場合</p> <p>　公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除などの所得控除を差し引いて計算した税額から源泉徴収税額を差し引いてなお残額がある場合</p> <p>⑤住宅借入金等特別控除を受ける人</p> <p>　平成23年中に住宅の購入、増改築などをした人で一定の要件を満たしている人</p> <p>⑥租税特別措置法の適用を受ける人</p>	<p>平成24年1月1日現在、長生村に居住し、次の事項に該当する人</p> <p>①農業・漁業・営業などの事業所得や、不動産所得などのある人で、確定申告の必要のない人</p> <p>②公的年金以外に所得がなく、社会保険料などの控除を受けようとする人</p> <p>③扶養控除範囲内の収入しかなかった人で、家族等の扶養者になっていない人</p> <p>④扶養控除範囲内の収入しかなかった人で扶養している人が、平成24年1月1日現在で村外に居住している人</p> <p>⑤障害者年金や遺族年金を受給している人</p> <p>⑥給与所得者のうち、次のような人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人</li> <li>・給与所得以外に20万円以下の所得があった人</li> <li>・平成23年中に中途退職し、その後再就職していない人</li> </ul> <p>⑦家族の扶養になっている場合でも社会保険等の加入において、非課税証明書ではなく所得の証明書の添付が必要な場合がありますので、扶養者の勤務先に問合せて必要な人は申告してください。</p> <p>※国民健康保険税や後期高齢者医療制度の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定などの基礎資料となるものがありますので所得がない人でも申告が必要です。</p> <p>※障害者年金や遺族年金は課税対象外のため、年間の受給額が日本年金機構から役場に通知されませんので申告されない場合、未申告扱いとなります。</p>

## ◇申告に必要なもの

- ①申告書(郵送された方は持参)
- ②事業所得、不動産所得がある人は収支内訳書
- ③給与、年金、報酬がある人は源泉徴収票(コピー不可)
- ④上場株式等に係る配当所得がある人は支払通知書、株式の年間取引報告書
- ⑤国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払金額の分かるもの
- ⑥国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払証明書
- ⑦生命保険料、地震保険料の支払証明書
- ⑧障害者控除を受ける人は障害者手帳・療育手帳または障害者控除対象者認定書
- ⑨医療費控除(注1)を受ける人は医療費、介護保険サービス利用料の領収書(補てん金がある人は補てん金額がわかる書類)
- ⑩あむつ代の医療費控除を受ける人は次のいずれかの証明書または書類
  - ・初めての人は、あむつの領収書と医師が証明する「あむつ使用証明書」
  - ・2年目以降の人で介護保険認定時の主治医意見書の内容からあむつ使用の確認ができる人は、あむつの領収書と健康推進課が発行するあむつ使用の確認書
- ⑪還付金振込先の口座番号(本人名義)
- ⑫印鑑(シャチハタ不可)

### (注1)医療費控除

- ・医療費は平成23年中に支払ったものに限ります。(未払い分は支払った年に控除の対象となります)
- ・生命保険から支給される各種給付金、社会保険などから支給される療養費、出産一時金などは、支払った医療費から差し引く必要があります。
- ・介護保険施設等利用料の医療費控除ができるのは対象となる項目のみです。

※⑧について、詳しくは7ページをご参照ください。

※⑨及び⑩については、7ページで該当となる範囲などをご確認ください。

3 ※上記に該当する人が平成23年中に死亡している場合も確定申告の必要があります。

詳しくは茂原税務署(22)2166へお問い合わせください。

## ◇ 主な所得控除

### 医療費控除

1月1日から12月31日までの1年間に支払いをした医療費が対象となります。

領収書またはレシートの原本が必要です。

※購入品名の記載のないレシートは、購入した品名を記載してください。記載のない場合は、原則として対象外です。

総所得金額等	医療費控除額（ただし、控除額の上限は200万円）
200万円以上	1年間に支払った医療費－保険などにより補てんされる金額－10万円
200万円未満	1年間に支払った医療費－保険などにより補てんされる金額－（総所得金額×5%）

#### ○医療費の範囲

次のうち、その症状その他一定の状況に応じて、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額です。

①医師や歯科医師による診療費や治療費

②治療や療養に必要な医薬品の購入費

※疾病予防または健康増進のための医薬品（特定保健用食品など）は対象外です。

③あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師による治療を受けるための施術費

#### ○医療費に含まれるもの

次のような費用で診療等を受けるため、直接必要な費用

①電車・バス等公共機関による通院費（自家用車のガソリン代等は対象外です）

②入院の部屋代（必要最低限で個室費用等は対象外です）や食事代

③医療用器具等の購入代や賃借料で通常必要なもの

④義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入費

⑤傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりであり、その傷病について医師による治療を継続して行なう必要があるとして医師が発行した「あむつ使用証明書」の添付がある場合のあむつ代

※あむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合は、「主治医意見書の写し」または「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類（健康推進課で発行）」が必要です。

⑥介護保険サービスの利用料

事業所の発行する領収書に対象金額が記載されています。

※⑤・⑥について、詳しくは7ページをご参照ください。

対象になります！



#### ○医療費に含まれないもの

①医師などへの謝礼

②住民検診や人間ドックなど健康診断の費用

※この健康診断の結果、疾病が発見され引き続き治療をした場合は、医療費に含まれます。

③美容整形の費用

④めがねの購入費

※医師による治療を要することが明確に記載された処方箋の添付があれば医療費に含む。

#### ○医療費から差し引かれる保険などで補てんされる金額

①社会保険などから支給される療養費、出産育児一時金または高額療養費など医療費の支出を給付事由として支給を受けるもの

②損害保険や生命保険などの契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金、入院給付金など

③医療費の補てんを目的として支払われる損害賠償金



対象なりません…

## 住宅借入金等 特別控除

住宅ローンなどを利用して、住宅用家屋を新築または購入もしくは増改築し、次に該当するときは、住宅借入金等特別控除として所得税が差引かれます。また、一定のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事も増改築等の対象となります。  
※平成21年度（20年分）まで必要であった村県民税の控除申告は、確定申告及び年末調整で手続きをすることで不要となりました。

### (対象期間：平成11～18年、平成21～25年に入居したもの)

#### ◇共通事項

- ・取得後6ヶ月以内に入居し、12月31日現在で引き続き居住していること
- ・合計所得金額が3千万円以下であること
- ・金融機関や公庫などの住宅ローンを利用し、その返済期間が10年以上の分割返済であること
- ・法務局で不動産登記されていること
- ・家屋の床面積（登記面積）が50m<sup>2</sup>以上でその2分の1以上が居住用であるもの
- ・耐火建築の場合は取得の日以前25年以内、それ以外は取得の日以前20年以内に建築されていること（中古住宅の場合）
- ・建築基準法施行令に定める耐震基準に適合することであること（中古住宅の場合）
- ・生計を同一とする親族から購入したものでないこと（中古住宅の場合）
- ・建築確認済もしくは検査済または建築士が住宅借入金等特別控除に該当する増改築工事であることを証明できること（増改築）

#### ◇必要書類

- ①「登記事項証明書」
  - ②「工事請負契約書の写し」または「売買契約書の写し」
  - ③金融機関から発行された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
- ※上記①②③については、住宅分と共に敷地に係る控除を受ける場合、敷地分の書類も必要となります。
- ④平成24年1月4日以降に発行された家屋の所有者の「住民票」
  - ⑤「耐震基準適合証明書」または「住宅性能評価書の写し」（中古住宅の場合）
  - ⑥「建築確認済証の写し」もしくは「検査済証の写し」または建築士が住宅借入金等特別控除に該当する工事であることを証明する「増改築等工事証明書」（増改築）
  - ⑦控除を受ける金額の計算書
  - ⑧税務署から発行された住宅借入金等特別控除の証明書（緑色で対象年数分発行されています。）

#### ◇申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、申告書などを作成することができ、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。（所得税・消費税・贈与税確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書などが作成できます。）

また「確定申告書作成コーナー」を利用していただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作によって自宅等から電子申告（e-Tax）することもできます。確定申告を申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができますので、ぜひご利用ください。ただし、この控除の適用は1回のみですので、昨年以前に控除を受けている場合は今年分に適用することはできません。

e-Taxのご利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入など事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

#### ◇農業所得者の皆様へ

税務課では、今年も『簡単・便利なちゅうめん』（100円）を作成しました。

税務課窓口、申告受付会場に用意しておりますので、購入される場合は税務課職員に申し出てください。

#### ◇国税庁・e-Taxホームページ

[国税庁]

<http://www.nta.go.jp>

[e-Tax]

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

#### ◇問い合わせ

税務課 ☎(32)2113

茂原税務署 ☎(22)2166

## ◇平成23年分確定申告より適用となる税制改正

### ●扶養控除の見直し

- 1.年少扶養控除(扶養親族のうち、年齢16歳未満の方)に対する扶養控除が廃止されます。
- 2.特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、年齢16歳以上19歳未満に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止となります。

### ●同居特別障害者加算の特例措置の変更

年少扶養に対する扶養控除の廃止に伴い、同居の特別障害である場合において、配偶者控除または扶養控除の額に35万円を加算する措置を、特別障害者に対する障害者控除の額に(40万円)に35万円を加算し、75万円とする措置に改められます。

### ●公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化

その年において公的年金等に係る雑所得を有する者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告書を提出することを要しないこととされました。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるためには申告書を提出する必要があります。

### ●上場株式等に係る配当・譲渡所得等に対する軽減税率の延長

上場株式等の配当及び譲渡所得に係る10%軽減税率(所得税7%・住民税3%)の適用期限が2年延長され、平成25年12月31日までとなりました。

## ◇東日本大震災に関する雑損控除・寄附金控除について

### ●雑損控除

東日本大震災により住宅や家財等に損害を受けた人は雑損控除の特例が受けられます。

- 1.平成23年分の損失について、平成22年分または平成23年分のいずれかを選択して手続きを行うことができます。
- 2.その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間（震災特例法により）に繰越して各年の所得金額から控除できることとされました。

### ◎必要書類

- ・災害関連支出についての領収書や住宅や家財の資産の損失額を計算した書類等
- ・り災証明書

### ●寄附金控除

被災地の県や市町村に直接寄附した場合や、日本赤十字社・中央共同募金会などに義援金として寄付した場合に控除が受けられます。

### ◎必要書類

- ・募金団体が交付した受領書または預かり証
- ・振込依頼書の控えまたは郵便振替の半券（ともに原本に限る）及び控え等に記載された口座が募金団体により設けられた義援金等の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱等の写し（募金団体が日本赤十字社または中央募金会の場合は、振込依頼書または郵便振替の半券のみの添付で控除を受けることができます）
- ・新聞社等が募金団体の場合は、寄附者の氏名等を掲載した新聞記事等（住所、氏名及び寄附金額が記載されているものに限る）

## ◇介護保険にかかる所得税・住民税の所得控除について

### 1. 社会保険料控除

- ・介護保険料は、その納付した全額が社会保険料控除の対象となります。  
ただし、年金からの天引き（特別徴収）で納付している場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族等が控除として申告することはできません。

### 2. 障害者控除

- ・身体障害者手帳等の交付を受けていない人でも、要介護認定を受けており、且つ「身体障害者に準ずる」と認定された人については、障害者控除及び障害者扶養控除の対象となります。

#### 【対象者】

- ・介護保険要介護認定者のうち、寝たきりや認知症及び身体の障害により日常生活に支障のある人。  
※介護認定における「障害高齢者自立度」及び「認知症高齢者自立度」により審査します。

#### 【手続き】

- ・該当すると思われる場合は、健康推進課介護保険係(福祉センター内)へ申請してください。  
申請書はホームページ及び介護保険係窓口に備えてあります。  
申請には申請者及び要介護認定者の印鑑が必要です。郵送でも申請できます。
- ・申請受付後、対象となる人には「障害者控除対象者認定書」を交付します。  
この認定書を申告時に添付することで障害者控除が受けられます。

### 3. 医療費控除

- ・介護保険の居宅サービスや施設サービスの利用者負担金は、一部医療費控除の対象となります。
- ・要介護認定者の使用する「あむつ代」について、条件を満たした場合に医療費控除の対象となります。

#### 【対象となるサービス等】

- ・下表のとおりです。ただし、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び利用者負担額助成金を受給した場合には、支払った額から受給した額を差し引いた額が控除対象となります。

医療費控除対象一覧

	対象サービス	対象金額
居宅	医療系 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・短期入所療養介護	「1割自己負担額」と「食費、滞在費の自己負担額」 ※特別な食事、居室にかかる費用を除きます。 ※保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった額も控除対象となります。
	福祉系 ・訪問介護（生活援助を除く） ・訪問入浴介護・通所介護 ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・夜間対応型訪問介護 ・小規模多機能型居宅介護	「1割自己負担額」 ※居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられ、医療系サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった額は控除対象にはなりません。
施設	・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・地域密着型介護老人福祉施設	「1割自己負担額」と「食費、居住にかかる自己負担額」の合計の2分の1 ※特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
	・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設	「1割自己負担額」と「食費、居住にかかる自己負担額」 ※特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
あむつ	・あむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「あむつ使用証明書」の添付が必要です。 医療機関へ証明書の発行を依頼してください。 ・2年目以降については、要介護認定者で、その介護認定に係る主治医意見書の内容からあむつ使用の必要性が認められる場合のみ、市町村が発行する確認書を添付することで控除を受けることができます。あむつの必要性は、介護認定における「障害高齢者自立度」及び「尿失禁の可能性」により審査します。 ・「あむつ使用証明書の用紙」及び「2年目以降の確認書」については介護保険係の窓口に備えてあります。	

◇問い合わせ 健康推進課 介護保険係 ☎(32)6809

## 役場の担当窓口が 変わります

4月から福祉課と健康推進課の担当業務が次のように変わります。  
福祉課窓口は役場庁舎1階より  
福祉センター内、健康推進課窓口は  
保健センター内となります。

### (福祉課) 福祉センター

- ・社会福祉に関すること
- ・介護保険に関すること
- ・障害者支援に関すること

### (健康推進課) 保健センター

- ・保健衛生に関すること
- ・児童に関すること
- ・問い合わせ

総務課 ☎(32)2111

△提出先 ⑫299-4394  
長生郡長生村本郷1番地7  
長生村役場 総務課 管財係

△申請様式 入札参加資格審査申請書に村の様式を使用し、添付書類は全国統一様式または、それに準じたもの

※フラットファイルとじ(種別)と  
に色指定

### △申請書の宛名

長生村長 石井俊雄

△資格有効期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

### △村ホームページアドレス

<http://www.vill.chosei.chiba.jp/>

### △問い合わせ

総務課 ☎(32)2111

## 国 民 年 金 保 険 料 お 得 に 納 め ま し ょ う

現金で毎月納めると、1年分は15,020円×12月=180,240円ですが、前納や口座振替をすると下記別表のとおり割引があるとお得です。

### △納付方法

現金で前納される人は、毎年4月に送付される納付書にて納付期限までに、金融機関、コンビニエンスストアで納付して下さい。

### △口座振替の申込方法

口座振替申出書に必要事項を記入・

押印(金融機関の届出印)し、最寄の年金事務所または金融機関窓口に提出(郵送可)して下さい。

※平成24年度の口座振替前納の申込締切日は2月29日(水)までです。※平成23年度の口座振替前納の申込締めは終了しています。

### △口座振替の注意点

\*すでに口座振替で前納されている人は、再度申し込みの必要はありません。(ただし、口座振替の引落方法を変更される場合は、再度、お申し込みが必要です。)

\*一部納付(半額免除など)の人の口座振替は、毎月納付(割引なし)となります。

■平成24年度前納の口座振替日は、5月1日(火)です。

別 表 (参考:平成23年度の保険料で計算しています) (単位:円)

平成23年度	1ヶ月分		6ヶ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	15,020	—	90,120	—	180,240	—
毎月振替【早割】 当月末振替の口座振替	14,970	50	89,820	300	179,640	600
6ヶ月前納(現金納付)	—	—	89,390	740	178,780	1,460
6ヶ月前納(口座振替)	—	—	89,100	1,020	178,200	2,040
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	177,040	3,200
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	176,460	3,780

村では、平成24年4月から1年間有効の入札参加資格審査申請の追加受付を次のとおり行います。  
申請要領は、役場総務課窓口または村のホームページで閲覧できます。  
申請を希望する人は、必ず期間内に手続きをされるようお願いします。

### △受付期間

2月1日(水)～2月29日(水)

※土日及び祝日は除く

※郵送可(受付期間内に到着したるものに限る)



「経済の国勢調査」です。  
全国すべての企業・事業所が対象となります。  
調査へのご回答をよろしくお願いします。



経済センサス  
キャラクター

△問い合わせ  
住民課 保険年金係

☎(32)2115  
千葉県年金事務所  
☎043(242)6320

【放射線量の測定について】現在の測定結果では、最高値が一松小学校の毎時0.10マイクロシーベルトで、いずれの測定場所も文部科学省が子どもの屋外活動を制限する暫定的な基準値よりも低い数値ですので、校庭等を通常に利用して差し支えないと判断されます。詳しくは、村ホームページをご覧ください。

△村ホームページアドレス <http://www.vill.chosei.chiba.jp/> △問い合わせ 下水環境課 ☎(32)2494

## 村ホームページ バナー広告を募集

村では、地域経済の振興と自主財源確保を目的として、4月1日からホームページバナー広告(有料広告6枠)の掲載募集をいたします。

平成24年度掲載分(原則として年度単位で募集。掲載枠に空きがある場合は随時募集)

### ◇募集内容

平成24年度掲載分(原則として年度単位で募集。掲載枠に空きがある場合は随時募集)

### ◇広告形態

縦60ピクセル、横150ピクセル  
容量4KB以内、GIF形式

### ◇掲載料

1広告枠につき月額5,000円

### ◇申込方法

専用の申込書に必要書類を添えて、  
総務課へ提出(役場2階)

### ◇申込期間

2月20日(月)～3月2日(金)  
※土日を除く

※長生村ホームページバナー広告  
掲載取扱要領及び申込書は、村ホー  
ムページからダウンロードできます。

※応募多数の場合は、長生村ホーム  
ページバナー広告掲載取扱要領に  
より選定。掲載できる広告には、一  
定の要件があります。詳しくは、取  
扱要領をご覧ください。

### ◇問い合わせ

http://www.vill.chiba.jp/  
下水道への接続工事は「指定工事店」へ  
下水道へ接続するための排水設  
備工事は、「長生村排水設備指定工  
事店」へ依頼してください。排水設  
備指定工事店は、工事に必要な知識  
と技術を持っていますので、安心し  
て工事を任せることができます。

### ◇問い合わせ

総務課 広報広聴係

☎(32)24111

## 下水道への早期接続を お願いします!

村では、良好な生活環境を確保し、  
公共用水域の水質保全を図るために  
下水道の整備・普及に取り組んでい  
ます。

下水道は、下水道整備区域の皆さん  
が接続することで初めて効果が  
表れます。下水道の趣旨をご理  
解いただき、早期の接続をお願いし  
ます。

### 宅内排水設備工事資金助成

村では、供用開始日から3年以内  
にトイレを水洗化し、下水道に接続  
された人には期間に応じ、次とおり  
補助金を交付しています。

1年以内	3万円
1年～2年以内	2万円
2年～3年以内	1万円

専用の申込書に必要書類を添えて、  
総務課へ提出(役場2階)

### 宅内排水設備工事融資あつせん

### 及び利子補給

助成制度を活用していただき早  
期の接続工事をお願いします。  
2月20日(月)～3月2日(金)  
※土日を除く

### 下水道への接続工事は「指定工事店」へ

下水道へ接続するための排水設  
備工事は、「長生村排水設備指定工  
事店」へ依頼してください。排水設  
備指定工事店は、工事に必要な知識  
と技術を持っていますので、安心し  
て工事を任せることができます。

事店」へ依頼してください。排水設  
備指定工事店は、工事に必要な知識  
と技術を持っていますので、安心し  
て工事を任せることができます。

### ◇問い合わせ

下水環境課 ☎(32)2494  
午後0時30分

午後0時30分

### ◇対象者

(定員になり次第締め切り)  
独身者20名

### ◇参加費

1,000円

### ◇申し込み・問い合わせ

午後0時30分～午後4時

### ◇ととき

3月4日(日)

### ◇ところ

長生合同庁舎 駐車場

### ◇ととき

午後0時30分～午後4時

### ◇ところ

茂原市茂原1102-1 駐車場

### ◇費用

1,500円

### ◇定員

20組(飼い犬同伴)

### ◇申込期限・方法

同伴条件は生後3カ月以上で、登  
録及び平成23年度狂犬病予防接種  
済みのこと

### ◇申込期限・方法

2月24日(金)までに、長生保健所  
健康生活支援課窓口または電話で  
申し込みください。

### ◇問い合わせ

長生保健所 健康生活支援課  
☎(22)5167

### ◇ととき

午前10時～正午

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

「結婚相談員とのつどい」を企画  
しました。参加をお待ちしています。  
と技術を持っていますので、安心し  
て工事を任せることができます。

### ◇問い合わせ

午後0時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

長柄町 生命の森リゾ  
ート ホテルトリニティ書齋 2階  
「ナビ」☎(35)33333

### ◇参加費

1,000円

### ◇対象者

独身者20名

### ◇申し込み・問い合わせ

午後0時30分～午後4時

### ◇ととき

3月4日(日)

### ◇ところ

村社会福祉協議会  
☎(32)33391

### ◇ととき

午後0時30分～午後4時

### ◇ところ

長柄町 生命の森リゾ  
ート ホテルトリニティ書齋 2階  
「ナビ」☎(35)33333

### ◇参加費

1,000円

### ◇対象者

独身者20名

### ◇申し込み・問い合わせ

午後0時30分～午後4時

### ◇ととき

3月4日(日)

### ◇ところ

村社会福祉協議会  
☎(32)33391

### ◇ととき

午後0時30分～午後4時

### ◇ところ

長柄町 生命の森リゾ  
ート ホテルトリニティ書齋 2階  
「ナビ」☎(35)33333

### ◇参加費

1,000円

### ◇対象者

独身者20名

### ◇申し込み・問い合わせ

午後0時30分～午後4時

### ◇ととき

3月4日(日)

### ◇ところ

村社会福祉協議会  
☎(32)33391

### ◇ととき

午前10時～正午

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

午前10時～午前11時30分

### ◇ととき

2月26日(日)

### ◇ところ

村中央公民館 講堂

### ◇参加費

無料

### ◇対象者

村内に在住の人

### ◇定員

20名

### ◇申込締切日

(定員になり次第締め切り)  
2月15日(水)

### ◇申し込み・問い合わせ

</div

## ボランティア入門講座 はじめての傾聴ボランティア講座開催

人に話を聴いてもらえた感じたとき、「スッキリした、嬉しかった」と思った事はありませんか？話をきちんと聴くことによって、人に大きな安心感を与えることができる。「傾聴」とは、相手の気持ちに寄り添いながら、心から耳を傾けて話を聞くことです。

是非、傾聴についての聴き方を体験して学んでみましょう！

△と き 2月29日(水)  
午後1時30分～午後4時30分

△と こ ろ 茂原市総合市民センター  
△講 師 NPO法人スピリツ

理事長 北田 じゅ子 氏  
△内 容 傾聴スキルの基礎講座

△定 員 30名 (先着順)  
△定 員 聽き方体験  
△参加費 無料  
△対象者 本講座に興味のある人  
△申込方法 事前申込が必要です。左記連絡先まで申し込みください。  
△申込締切 2月28日(火)  
(定員になり次第締め切り)

△申込み・問い合わせ

茂原市社会福祉協議会 総務課

☎(23)19609  
E-mail info@mobarashakyo.or.jp

## 長生特別支援学校 「しおかぜフェア」開催

△と き 2月21日(火)  
午前10時～午後3時

△と こ ろ 茂原市ショッピングプラザアスモ  
センター1Fホール

△内 容 中学部・高等部の作業学習製品の展示・頒布  
長養太鼓の演奏 午前11時

△問い合わせ 県立長生特別支援学校  
☎(42)2470

△申込方法 2月6日(月)～2月24日(金)  
(定員になり次第締め切り)

△申し込み・問い合わせ

県立東金高等学校技術専門校  
相談支援課

☎0475(52)3148  
<http://www15.ocn.ne.jp/~toungane/>

## 初心者のための 日曜大工講座

### 生涯大学校外房学園 研究体験発表、芸能大会開催

生涯大学校外房学園では、日頃の学習やクラブ活動の成果を発表します。

△と き 2月8日(水)  
(研究体験発表)午前9時30分～  
(芸能大会) 午後0時30分～

△と こ ろ 村文化会館  
△主 催 千葉県生涯大学校外房学園

※入場無料。随時入場できます。

△問い合わせ

千葉県生涯大学校外房学園  
外房学園学生自治会

☎(25)8228  
千葉県生涯大学校外房学園

△定 員 20名 (先着順)  
△受講料 無料  
△申込方法 電話によつ直接連絡先まで申し込みください。

△申込期間 2月6日(月)～2月24日(金)  
(定員になり次第締め切り)

△申し込み・問い合わせ

県立東金高等学校技術専門校  
相談支援課

☎0475(52)3148  
<http://www15.ocn.ne.jp/~toungane/>

## 民事調停で 円満な解決を

身近なトラブルが発生した場合、それを解決するためには、様々な手続きがあります。

裁判所には、裁判のほかに、裁判官や調停委員の立会いのむち、話し合いによってトラブルを円満に解決する「民事調停」という手続きがあります。民事調停は、裁判のように厳格な手続きではなく、柔軟な手続きのもと、時間や費用をかけずに、トラブルを円満に解決することを目的としています。

また、民事調停には、「申し立てが簡単」「申し立て手数料が訴訟よりも低額」「手続きの非公開」「裁判官や社会生活上の豊富な知識経験を有する調停委員の関与」「合意を記載した調書等には執行力がある」などの利点もあります。詳しくは千葉地方裁判所まで問い合わせください。

△問い合わせ

千葉地方裁判所事務局 総務課  
☎043(222)0165  
内線(5114)

# 村のニュース

村民憲章宣言  
河野祥平さん



新成人代表謝辞  
井桁圭太さん



1/8

## 成人式が行われました



素敵な歌声でサプライズイベントを盛り上げたダブルネームのお2人



親御さんのカメラに向かって



式典に引き続き公民館講堂で懇親会が行われました

今年の新成人対象者は157人、式典には116人が出席し、男性は凜々しく、女性は美しい姿で式典に臨みました。新成人代表として、井桁圭太さん(高塚)が、成人を迎える年に東日本大震災を経験し、支えあって生きてゆくことの大切さを改めて感じ、震災を忘れずに前へ進んで行くと決意を述べ、河野祥平さん(岩沼)が村民憲章宣言を行いました。記念写真撮影の前にサプライズゲストで、ものまね芸人のダブルネームさんが登場し、自慢の歌声で新成人に祝福と、エールを送ってくれました。



# 消防出初式

1月14日、茂原市民会館において長生郡市広域市町村圏組合消防出初式が開催されました。消防活動へ功労のある消防団員に表彰が行われ、本村(第6支団)では30人が表彰されました。受章された皆さん、おめでとうございました。

## ○千葉県表彰 防災対策監章

- |         |            |
|---------|------------|
| 第1分団第5部 | 植草 武志(信友)  |
| 第3分団第2部 | 斎藤 隆弘(宮ノ台) |

## ○千葉県消防協会表彰 精勤章

- |         |            |
|---------|------------|
| 第1分団第2部 | 阿井 浩(七井土)  |
| 第1分団第2部 | 大矢 和則(七井土) |
| 第1分団第2部 | 丸 利幸(七井土)  |
| 第2分団第5部 | 石川 克己(小泉)  |

## ○管理者表彰 功労章

- |         |            |
|---------|------------|
| 第1分団第2部 | 今井 徹(七井土)  |
| 第3分団第2部 | 菊池 伸晃(宮ノ台) |

## ○長生支部長表彰 功労章

- |         |            |
|---------|------------|
| 第1分団第1部 | 芝崎 健治(金田)  |
| 第1分団第4部 | 小高 悟(岩沼)   |
| 第2分団第2部 | 矢部 高成(上の原) |
| 第2分団第4部 | 佐瀬 芳典(小橋)  |
| 第3分団第1部 | 狩野 由幸(竜宮台) |
| 第3分団第5部 | 松本 航(入山津)  |



## ○長生支部長表彰 精勤章

- |         |             |
|---------|-------------|
| 第1分団第1部 | 芝崎 徹也(金田)   |
| 第1分団第2部 | 石井 康博(七井土)  |
| 第1分団第5部 | 三枝 位史(信友)   |
| 第2分団第1部 | 林 邦岳(大村)    |
| 第2分団第3部 | 斎藤 昌弘(驚)    |
| 第3分団第1部 | 御園 悟(高塚)    |
| 第3分団第3部 | 酒井 一広(大坪東部) |
| 第3分団第5部 | 木藤 貴志(驚)    |
| 第3分団第5部 | 米倉 希(入山津)   |
| 第3分団第5部 | 木島 秀一(驚)    |

## ○消防団長表彰 精勤章

- |         |            |
|---------|------------|
| 第1分団第3部 | 井下田 明宏(水口) |
| 第2分団第3部 | 鵜澤 直樹(新田)  |
| 第3分団第2部 | 武田 博(宮ノ台)  |

## ○長生地域振興事務所長内助功労表彰

- |             |            |
|-------------|------------|
| 第2分団第2部部長夫人 | 矢部 涼子(上の原) |
|-------------|------------|

## ○消防団長内助功労表彰

- |             |            |
|-------------|------------|
| 第1分団第1部部長夫人 | 芝崎 潤子(金田)  |
| 第3分団第5部部長夫人 | 松本 由紀(入山津) |



## 小型ポンプ付積載車が 新しくなりました

第6支団第3分団第2部(宮ノ台、昭和)の小型ポンプ付積載車が新しくなりました。

この車両には最新の資機材が搭載されており、長生郡市消防本部より地元消防団に引き渡され、火災等の災害発生時に使用します。



# ひろば&ニュース



佐藤由佳莉さん  
八積小  
4年

私の夢は、花屋さんになることです。理由は、姉のけっこん式や弟のけっこん式の花たばを作りたいし、お母さんと、お父さんたちにあれいに花をあげたり、いろいろな人にもあげたいからです。

## ぼくのゆめ わたしのゆめ

ぼくのゆめは、パーティシエです。それは、みんなにおいしいケーキをたべてもらい、げんきになってほしいからです。五だんがさねのいろんなフルーツがのったケーキをつくってみたいです。



中村透也さん  
一松小  
2年

## 太鼓の初打ちが行われました

元日の一松海岸で、怒涛いなさ太鼓の皆さんによる新年恒例の太鼓の初打ちが行われました。

当日は曇り空で、初日の出と共に太鼓を打ち込むことはできませんでしたが、初日の出を見にきた大勢の人たちは、勇壮な太鼓の音と、波に足をとられながらも懸命に太鼓を叩く姿に大きな拍手を送っていました。



太鼓を打ち込む怒涛いなさ太鼓の皆さん

## 村長日記(42)

### 新成人の皆さんのがい力に期待

梅のつぼみもまだ堅いようですが、村民の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

去る1月8日、村文化会館におきまして成人式が行われました。今年の成人式の対象者は157名で出席者は116名でした。

例年、式典前に新成人の方々と記念写真を撮らせていただいたり、お話をさせていただいておりますが、「長引く不況により、就職が大変厳しい」とのことでした。新成人代表の井桁さんの謝辞では「助け、支えあって生きてゆくことの大切さを改めて感じました」との言葉がありました。新成人の皆さんには、その気持ちを持ち続けていただき、若い力と行動力を存分に発揮され、新しい時代の長生村を築いていただくと共に、それぞれの夢に向かって羽ばたいていかれることを願っています。

さて、昨年は東日本大震災という未曾有の災害が発生しました。村では、災害対策の一環として一松小学校の屋上へ避難できるように、改修工事を行い、6月中には完成する予定です。また、県では九十九里沿岸に防波施設を設置する計画案が「千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会」で示され、一松海岸には高さ6メートルが目安案とのことでした。私からは波乗り道路のアンダー/パスへの対策等を委員会へ要望いたしました。今後も災害に強い村づくりを進めてまいります。

また、平成24年度予算の作成を進めておりますが、健康で平和な村づくりのため、職員共々努力してまいります。

インフルエンザが流行の兆しを見せてありますので、村民の皆様におかれましては体調管理には十分に留意され、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。



## 新しい教育委員を紹介します

平成23年議会定例会12月会議において新しい教育委員として、大沼綾子氏(宮ノ台)が選任されました。任期は4年です。

大沼氏は山口県生まれで、大学助手としてのお勤めの後、昭和55年より千葉県の養護教諭として勤務されました。

教育に関する豊富な知識、経験、また保護者としての視点から、今後の教育行政にご尽力いただきます。

### ◆問い合わせ

村教育委員会

☎ (32) 2117



大沼綾子委員

お問い合わせは保健センターまで ☎32-6800

## 2月の保健センター事業

日	曜	事業予定	受付時間
2	木	3歳児健診(H20.10・11・12月生)	13:00~14:00
3	金	健康相談	9:00~11:30
		健康づくり教室	9:00~ 9:30
		こころの健康相談(予約制)	13:00~15:30
8	水	ママパパ教室3-①	13:15~13:30
10	金	こころの健康相談(予約制)	13:00~15:30
17	金	こころの健康相談(予約制)	13:00~15:30
18	土	ママパパ教室3-②	9:15~ 9:30
20	月	ウォーキング教室	9:00~ 9:30
23	木	乳児健診(H23.2・7・10月生)	9:00~10:30
24	金	こころの健康相談(予約制)	13:00~15:30
27	月	ママパパ教室3-③ 離乳食教室	9:15~ 9:30

# 健康だいいち

## 健康づくり講演会のお知らせ

肩こり・腰痛で悩んでいませんか?効果的なストレッチを覚えて、長年の悩みを改善しましょう。

気になるウエスト・二の腕を引き締める効果的な歩き方もご紹介いたします。若返りにもつながります。

是非、ご参加ください。

2月25日(土)  
午後2時~午後3時30分  
受付 午後1時30分~

△とき  
渡辺 清久 コーチ  
(スポーツトレーナー)  
△申込期限  
2月8日(水)  
※定員60名(先着順)

△講師  
△ご用意ください  
△運動ができる服装と運動靴

△ところ  
保健センター 多目的ホール  
『体の動きが楽になる  
ストレッチ』

△主催  
長生村健康づくり推進協議会  
△申し込み・問い合わせ  
☎(32)6800

## ♪おしゃべりひるば♪ 9:30~11:30

3日(金)、7日(火)、10日(金)、13日(月)、14日(火)  
17日(金)、21日(火)、24日(金)、28日(火)

☆0歳児専用 6日(月)、20日(月)



## 募 集

「元気です」は初めてのあ誕生日を迎えるあ子さんを紹介するコーナーです。

保護者のご連絡をお待ちしております。

※応募多数の場合は抽選となりますので、ご了承ください。

●対象…平成23年3月生  
●申込期間…2月1日(水)

~7日(火)  
●掲載予定…3月号

●申込先  
総務課 広報広聴係  
☎(32)2111  
fax(32)1194

## こころの健康相談

ひとりで悩まないで、今困っていることをお話しください。

何か今後の方向性が見えたり、話をすることで楽になったりするかもしれません。

2月の「こころの健康相談」は、3日、10日、17日、24日です。

開設日は、金曜日 午後1時~午後3時30分です。※予約制ですので、必ずお電話にて予約してください。

### △申し込み・問い合わせ

保健センター ☎(32)6800

## 健康相談

毎月1回、血圧測定や尿検査、血糖検査などを行っています。治療中の人も利用できます。

栄養相談や運動指導も行っていますので、ご自分の健康管理に役立てください。

2月の「健康相談」は、3日(金)午前9時~午前11時30分です。

### △問い合わせ

保健センター ☎(32)6800



今月の担当は  
太田です

## 不慮の事故を防ごう

### 家庭内の温度差

温かいお部屋と廊下やトイレ、洗面所などの各部屋の温度差は血圧に変化を与えます。

平成22年人口動態統計によると、死因順位の6位は不慮の事故で、そのうちの約7割が65歳以上の高齢者となっています。

不慮の事故を種類別にみると、交通事故が約15%、家庭内の事故(窒息、転倒・転落、溺死、火災)が約85%となっています。

特に入浴では、脱衣所の室温が低い場合は入浴前に血圧上昇が起こり、42℃以上の高温入浴では入浴直後にさ

らに上昇します。その後血圧は低下します。入浴してから約5分後は入浴前より5～30%低下します。入浴時間が長くなったり、高い湯温、高齢者や高血圧症の人では変化率はさらに著しくなります。

### 転倒・転落

転倒・転落事故の多くは階段、寝室、居間で起きています。

年代別では、はつきりした段差のある玄関や浴室などでは前期高齢者の事故が多く、85歳以上の高齢者は寝室などの平坦な場所での事故が多くなっています。足腰の衰えた高齢な人ほど事故に遭うというわけではなく、誰にでもその危険性があります。

### 交通事故

高齢者の歩行中の事故は午後5時～午後8時までの3時間に多発しています。

夜間はドライバーから見て道路を横断する歩行者を発見しにくいため、白色や黄色等の明るい色の目立つ服装をしたり、反射材を着用するなどして、発見されやすくなります。

### 暖房機器

冬場は空気の乾燥した状態が続いているため、火災の発生しやすい時期です。

また、風邪などの感染症を予防するためにも、1時間に1回位は換気をして新鮮な空気を取り入れるようにしましょう。

◇問い合わせ  
地域包括支援センター  
(32) 6865

この時期になると花粉になってしまふ花粉症。日本全国では7人に1人、都会では5人に1人が花粉症と見られています。患者数ではスギ・ヒノキ花粉症が8割を占め、残りの2割がブタクサなどとなっています。花粉症から身を守るためにの対処法としては、花粉の飛散情報や気象情報を活用し、なるべく花粉に触れる機会を少なくすことが基本になりますが、その他、予防と対策のヒントを紹介します。

○ちょっとした刺激で体が過敏に反応しないよう、薄着などで日焼けから皮膚を鍛えておきましょう。

○アレルギー性の病気は自律神経のバランスがよくないとき症状が悪化しやすいため、十分な睡眠をとつて疲れをためず、ストレスを上手に解消するように心がけましょう。

○外出時には帽子、メガネ、マスクを着用し、花粉の付着や侵入を防ぎましょう。

○外出から帰ったら家に入る前に花粉をフランなどで落とし、手洗いや洗顔で体についた花粉を洗い流しましょう。

○室内の掃除はじめに行い、床やソファーについた花粉を掃除機で吸いとつたり雑巾でふきとつたりします。

### 花粉症から身を守るためにのヒント

## ◇文化会館・中央公民館2月の休館日

6日(月) 12日(日) 13日(月) 20日(月) 27日(月)



## 学ぶ＆楽しむ

### おはなし会のお知らせ

読み聞かせボランティア「くりくりブック」による親子で楽しめるおはなし会をします。

今月のテーマは『おはなしと手遊び・わらべうた』です。

親子で一緒に参加してみませんか。

◇と き 2月11日(土)

午後2時30分

◇ところ 文化会館 和室

◇対 象 幼児から小学生向けです。

### ◇問い合わせ

文化会館 ☎(32)5100

※長生村読み聞かせ活動2011は、「子どもゆめ基金」の助成を受けて行っています。

### お菓子づくり教室

#### 簡単◆手作り和菓子

◇と き 2月26日(日)

午前9時30分～午後0時30分

◇ところ 文化会館 調理実習室

◇内 容 カのこ、いちご大福ほか

◇講 師 横崎 麻由美 先生

◇対象・定員 成人15名(定員を

超えた場合は抽選となる場合があります)

◇参加費 700円

◇申込締切 2月7日(火) (休館日を除く)午前9時～午後5時

文化会館窓口または電話で申し込みください。

### ◇申し込み・問い合わせ

文化会館 ☎(32)5100



## スポーツイベント

### 長生村ウォークラリー大会を開催します

ウォークラリーとは、コース図に従ってグループで歩きながら課題を解くゲームです。

みなさんもウォークラリーに参加して長生村のすばらしさを家族や友達と再発見してみませんか。

◇と き 3月25日(日)

午前9時30分集合

◇コース 一松小学校を中心とした約6km

◇集合場所 一松小学校(予定)

◇参加条件 1グループ4～5名で構成すること

◇参加費 1人 300円(保険料等。)

当日ご持参ください

※その他詳細については、広報ちょうせい3月号でお知らせします。

### ◇主 催

村青少年相談員連絡協議会

### ◇申し込み・問い合わせ

文化会館 ☎(32)5100

### 村民親善ゴルフ大会のお知らせ

村体育協会ゴルフ部主催の村民親善ゴルフ大会を開催します。

◇と き 3月7日(水)

午前8時50分集合

◇ところ 一の宮カントリー倶楽部

### ○一般の部

西コース(セルフプレー)

### ○シニア及び女子の部

東コース(乗用カート・セルフプレー)

◇参加費 3,000円 別途プレー費

○一般の部 5,800円・昼食付

○シニア及び女子の部 8,000円・

昼食付

### ○定 員

○一般の部 6組(24名)

○シニア及び女子の部 6組(24名)

※定員になり次第締め切り

### ◇申し込み・問い合わせ

文化会館 ☎(32)5100

### 大なわ跳び大会を開催します

なじみのあるなわ跳びを利用して、地域・団体の団結力を養い、心身の向上と世代間の交流を図ることを目的として大なわ跳び大会を開催します。

◇と き 2月26日(日) 午前9時

◇ところ 長生村体育館

### ◇チーム編成

飛び手5名以上とします。

※小学生以上であればどなたでも参加できます。大人のチームもお待ちしています。

### ◇申込方法

2月19日(日)までにチーム名・代表者の住所、氏名、電話番号・チーム全員の氏名・年齢を記入し文化会館の窓口またはFAXで申し込みください。(申込書は文化会館窓口にあります)

◇参加費 無料

### ◇その他

運動しやすい服装、屋内用運動靴で参加してください。

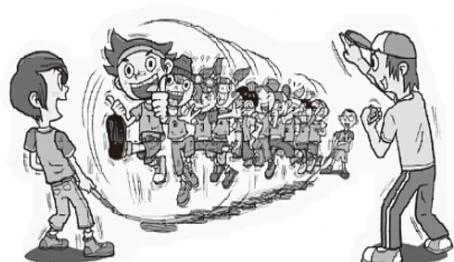
傷害保険は主催者で加入します。

◇主 催 村青少年育成会

### ◇問い合わせ

文化会館 ☎(32)5100

FAX(32)5199



# 生涯学習情報

## 図書室だより

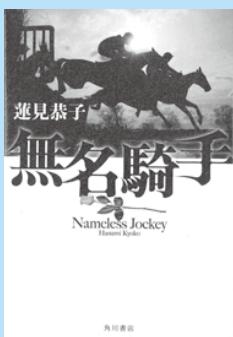
### 今月の新刊

タイトル	著者名
謎解きはディナーのあとで2	東川 篤哉
花明かり	山本 一力
あつあつを召し上がり	小川 系
おれたちの青空	佐川 光晴
水の枢	道尾 秀介
用心棒日暮し剣	池永 陽
真田三代（上・下）	火坂 雅志
忍び秘伝	乾 緑郎
ふゆですよ	柴田 晋吾
アンパンマンヒドロモドロ	やなせ たかし

### 今月の一冊

**無名騎手**  
蓮見 恵子 著

自殺した先輩騎手の遺品整理に訪れた女騎手・夏海は、かすかな異変に気づき、本当に自殺したのかと疑問をもつ。同じ頃スポーツ新聞社で、自殺した騎手の名が勝利騎手として掲載されるという誤植事件が起こり…。



## イベント

### 吹奏楽団 ハーモニーウインズ

#### 第10回あったかコンサート

◇と き 3月4日(日)

開場：午後1時30分

開演：午後2時



◇入場料 無料

◇主 催 吹奏楽団 ハーモニーウインズ

◇後 援 長生村教育委員会

◇問い合わせ ☎090-2935-1286 (団長 鎌田)



### 長生村舞踊祭

#### ～踊りの祭典～

◇と き 3月11日(日)

開場：午前9時

開演：午前9時30分



◇入場料 無料

◇主 催 長生村教育委員会



## プラネタリウム

団体予約制(10人以上)のみの上映となりますので、お電話でお問い合わせください。団体以外の上映は、指定日のみとなります。

### ☆上映プログラム

「冬の星座」・「ふと気になる宇宙」

### ○一般上映を行います

2月11日(土・建国記念の日)

午後1時30分・午後3時30分

### ◇問い合わせ

文化会館 ☎(32)5100



## 今月の主な行事予定

日	曜	事業名	時間	場所
6	月	議会定例会2月会議	9:45	役場議場
26	日	大なわ跳び大会	9:00	村体育館

### ●役場日曜窓口開設日は2月26日です

毎月第4日曜日が開庁日です。時間は午前8時30分から午後5時まで。住民票の写しの発行や村税納付などの業務を役場庁舎にて実施しています。

◇問い合わせ 住民課 ☎32-2115 税務課 ☎32-2113

### ●確定申告受付期間

2月16日(木)～3月15日(木)

午前9時～正午、午後1時～午後4時

※土、日曜日は申告受付を行いません。また、地区分けも行いません。

### ●納税には口座振替が便利です

金融機関や郵便局に「口座振替申込書」を提出していただければ、あなたに代わって納期限の日に村税を自動的に納税する便利な制度です。是非ご活用ください。詳しくは税務課 ☎32-2113 にお問い合わせください。

今月は 固定資産税 国民健康保険税  
後期高齢者医療保険料  
介護保険料 の納付月です

## 今月の公共施設休館日

### ◇村体育館・武道館・弓道場・薮塚球技場

6日(月) 20日(月) (第1・3月曜日)

### ◇村文化会館・中央公民館

6日(月) 12日(日) 13日(月) 20日(月) 27日(月)

## 各種相談

村長相談室、人権相談、住民法律相談、行政相談、心配ごと相談は原則として予約制です。

相談内容	とき	ところ
◎村長相談室	2月 9日(木) 午後1時～午後5時(要予約)	村長室 ☎32-2111
◎心配ごと相談	毎週月曜日 午前10時～午後3時(祝日の場合は翌日)	総合福祉センター ☎32-3391
◎人権相談	2月13日(月) 午前10時～午後3時	総合福祉センター ☎32-2112
◎結婚相談	2月19日(日) 午前11時～午後3時	コミュニティセンター ☎32-3134
◎住民法律相談	2月20日(月) 午後1時～午後4時(要予約)	総合福祉センター ☎32-2111
◎行政相談	2月13日(月) 午前10時～午後3時(要予約)	総合福祉センター ☎32-2111
◎人権相談	毎週月曜日 午前9時～午後4時	千葉地方法務局茂原支局 ☎24-2188
◎子育て相談	2月6日(月)、20日(月) 午前9時～正午、午後1時～午後4時	一松保育所 ☎32-1106

※住民法律相談、行政相談の予約は、当月分を毎月第1月曜日午前9時から役場総務課 ☎32-2111で受付ます。

平成24年2月1日発行 編集・発行:長生村役場総務課 ☎299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1-77 ☎0475-32-2111

## 日曜祭日当番医

診療時間  
午前9時～午後5時

月・日	一宮地区	茂原地区内科系	茂原地区外科系
2.5	いちのみやクリニック 42-1616	宮本内科医院 22-3770	宍倉病院 24-2171
2.11	睦沢診療所 44-2236	ポプラクリニック 23-3111	鎌田整形外科医院 24-8686
2.12	秋場医院 42-3323	金坂医院 22-4885	三枝医院 25-2203
2.19	藤島クリニック 47-3056	大塚内科 23-6121	菅原病院 25-1171
2.26	清水医院 42-2950	鵜澤医院 34-2008	公立長生病院 34-2121

※日曜祭日当番医は変更となる場合があります。

消防本部通信指令課 ☎24-0119 へお問い合わせください。

## こども急病電話相談 実施:千葉県

お子さんが急な病気で心配なとき、看護師・小児科医が電話でアドバイスします。 時間:午後7時～午後10時  
#8000(プッシュ回線・携帯電話)・☎043-242-9939

## 夜間急病診療所

☎24-1010 茂原消防署のうら

診療科目 内科・小児科 診療時間 午後8時～午後11時

夜間急病診療テレフォン案内時間

☎24-1011 午後7時～翌午前6時

## 今月のゴミ収集日

1コース(八積地区)	2コース(高根地区)	3コース(一松地区)
燃えないゴミ 1日	資源ゴミ 1日	粗大ゴミ 1日
粗大ゴミ 15日	燃えないゴミ 8日	資源ゴミ 8日
資源ゴミ 22日	粗大ゴミ 22日	燃えないゴミ 15日

※燃えるゴミの収集日は、全コース火、木、土曜日です。

前日や夜間に出さないで **収集日の午前8時30分**までに出して下さい。

※今月は乾電池の回収月です。資源ゴミの回収日に集積所に出しましょう。

資源ゴミの回収日に集積所に出しましょう。

この広報は再生紙を使用しています。